

相続連載シリーズ

62

弁護士 市場 輝

相続放棄 Q & A

相続問題でよく耳にする言葉のひとつとして「相続放棄」があります。今回は相続放棄に関するご相談についてQ&A形式でお届けいたします。

- Q** 私の父が亡くなって親族の間で相続の話になりました。どうやら父には生前に借金などの負債があったという話を聞きました。私には父の負債を返済することが難しいので、相続放棄をしたいと考えています。相続放棄をするためにはどうしたらいいでしょうか。
- A** 家庭裁判所に相続放棄の申述をする方法により行います。必要な書式、書類、費用については裁判所のホームページに詳しく案内されています。
- Q** どの家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければいけませんか。
- A** 亡くなった方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です。管轄の家庭裁判所についても裁判所ホームページで調べることができます。
- Q** いつまでに相続放棄の申述をしなければいけませんか。
- A** 原則として、自分のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続放棄の申述をしなければいけません。
- Q** 3か月以内に相続放棄の申述をしなかった場合、どうなりますか。
- A** 相続放棄の申述は受け付けてもらえず、借金などの負債を含めてすべての財産を相続するものとみなされます。
- Q** 父の借金がいくらあるのかなんてすぐにはわかりませんし、父が亡くなった後は葬儀などでいろいろ対応しなければなりません。3か月はあっという間に過ぎてしまいます。3か月の期間を延ばしてもらえないでしょうか。
- A** 確かに、亡くなった方の相続財産がどのくらいあるのかすぐには分からないこともありますので、相続放棄するかどうか考えるための期間の延長を家庭裁判所に申立てすることになります。
- Q** 父には借金などの負債だけでなく、不動産や預貯金もあります。父の借金などの負債だけ相続放棄することはできますか。
- A** 相続放棄は、亡くなった方の権利や義務を一切受け継がないものですので、不動産や預貯金などの権利だけ受け継いで、借金などの負債を返済する義務だけ受け継がないということはできません。
- Q** 私が相続放棄の申述をした後、私の子も相続放棄の申述をする必要がありますか。
- A** あなたが相続放棄をすれば、最初からあなたは相続人ではなかったものとして扱われることとなりますので、改めてお子さんが相続放棄をする必要はありません。
- Q** 相続放棄について他に気を付けることはありますか。
- A** 相続放棄が認められると、詐欺などで相続放棄をさせられたといった例外的な場合でない限り、取り消すことができません。また、相続人が相続財産を処分したり、前述のとおり3か月以内に相続放棄をしなかったり、相続放棄後に相続財産を隠匿、消費するなどした場合には相続放棄が認められないこととなりますので、気を付ける必要があります。

◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちば あきら) /
とくけん
法律事務所 徳賢



平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より徳永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より徳永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所徳賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるように頑張っておりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。